

青森県迷惑防止条例の改正

(令和5年2月1日施行)

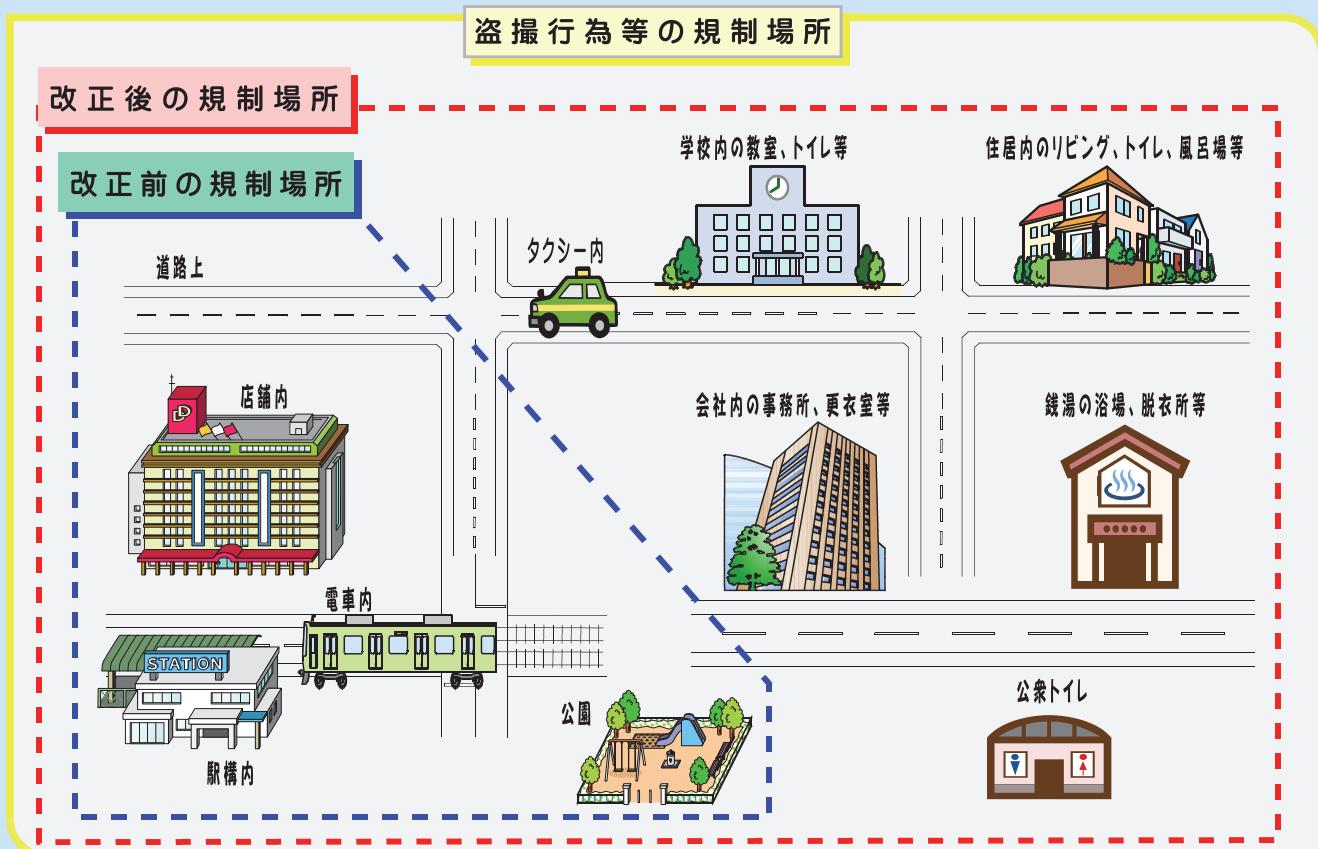
青森県警察シンボルマスコット



盗撮行為等の規制を強化

『規制対象場所を拡大』

- 「公共の場所」の規制に加え、「学校、事務所、タクシー、貸切りバスなど」において、衣服等で覆われている他人の身体、又は下着をのぞき見、撮影するなどの行為を規制
- 「住居、浴室、便所など通常衣服を着けないでいるような場所」にいる他人の姿態を撮影する行為を規制



つきまとい行為等の規制を強化

- GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得等を規制
- 相手方が実際にいる場所における見張り等を規制



※ このほか、連続して文書を送る行為等も規制対象となりました

罰則

6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

(常習の場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

「青森県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例」の概要 (令和5年2月1日施行)

近年、スマートフォンの普及やデジタルカメラ・ビデオの小型化・高性能化等によって、公共空間だけでなく、学校や職場、住居の浴室や便所、更衣場等の様々な空間での盗撮が増加していることや、GPS機器等を用いて位置情報を探索、取得するつきまとい行為が増加するなど、現行の条例では規制できない行為が発生している背景から、『青森県迷惑行為等防止条例』の一部を改正しました。

1 『卑わいな行為の禁止』(第6条)の改正

【規制対象場所を拡大】

衣服等で覆われている他人の身体又は下着を対象として行われる盗撮・のぞき見について

- 『不特定若しくは多数の者の利用に供される場所』における盗撮・のぞき見を規制
学校、事務所、インターネットカフェ、カラオケボックスなどでの盗撮・のぞき見行為を禁止しました。
- 『不特定若しくは多数の者の利用に供される乗物』における盗撮・のぞき見を規制
タクシー、貸し切りバス、スクールバス、社用車などでの盗撮・のぞき見行為を禁止しました。

衣服の全部又は一部を着けない状態にある人の姿態を対象として行われる盗撮について

- 『衣服の全部若しくは一部を着けない状態でいるような場所にいる他人の姿態』の盗撮を規制
住居、浴室、更衣場、便所などで衣服等を着けていない人を盗撮する行為を禁止しました。

※ 盗撮する目的で機器等を設置する行為も禁止されます。

2 『反復したつきまとい行為等の禁止』(第7条)の改正

恋愛感情や好意の感情等に基づかず同一の人に対して繰り返して行うつきまとい行為等(禁止行為)の規制対象行為が追加されました。

※ ストーカー規制法で規制する恋愛感情や好意の感情等に基づくつきまとい行為等は除外

- 『GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得等』を規制
あなたの承諾なく、被害者の所持する位置情報記録・送信装置(GPS機器等)の位置情報を取得する行為を規制対象としました。
あなたの承諾なく、被害者の所持する物に位置情報記録・送信装置(GPS機器等)を取り付ける行為を規制対象としました。
- 住居、勤務先、学校など通常いる場所に加え、『被害者が実際にいる場所の付近において見張る、押し掛ける、みだりにうろつく行為』を規制対象としました。
例) あなたがたまたま立ち寄っていた店舗に押し掛ける
あなたの旅行先のホテルの付近をみだりにうろつく
- 『拒まれたにもかかわらず、連続して、文書を送る行為』を規制
電話、FAX、電子メール、SNSメッセージに加え、拒まれたにもかかわらず、連続して、文書を送る行為を新たに規制対象としました。
例) あなたの自宅や勤務先に毎日手紙を送ること
あなたの自宅の郵便受けに直接手紙を何度も投函すること

改正の内容を更に詳しく知りたい方は、下記アドレスから県警HPをご確認ください。

<https://www.police.pref.aomori.jp/>

